

第2期 余市町子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

計画素案

令和2年 月

北海道 余市町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
(1) 我が国の少子化対策	1
(2) 余市町における少子化対策	4
2. 計画の位置づけと期間	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	5
3. 計画の策定方法.....	5
(1) 余市町子ども・子育て会議	5
(2) アンケート調査の実施	5
(3) パブリックコメントの実施	6
第2章 計画の考え方	7
1. 基本理念.....	7
2. 本計画の基本目標	7
第3章 子どもを取り巻く現状	10
1. 余市町の概況.....	10
(1) 総人口と年齢3区分別人口.....	10
(2) 出生数と出生率の推移	11
(3) 子どものいる世帯数の推移	12
(4) 子育て期の女性の就業率の推移	13
(5) 総人口と児童人口の推計	14
2. 余市町の教育・保育施設等	16
(1) 認可保育所（園）・認定こども園（保育部分）	16
(2) 幼稚園・認定こども園（教育部分）	16
(3) 放課後児童クラブ	17
3. アンケート調査からみる子育ての状況	18
(1) 主な調査結果	18
第4章 子ども・子育て支援サービス	26
1. 幼児期における教育・保育〔保育所（園）、認定こども園、幼稚園等〕.....	26
(1) 事業の概要	26
(2) 提供区域の設定	26

(3) 基本的な考え方	26
(4) 年度ごとの量の見込みと確保の方策	28
2. 地域子ども・子育て支援事業	30
(1) 利用者支援事業	30
(2) 地域子育て支援拠点事業	30
(3) 妊婦健康診査	31
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	31
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	32
(6) 子育て短期支援事業	32
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	33
(8) 一時預かり事業	34
(9) 延長保育事業	35
(10) 病児保育事業	35
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	36
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	36
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	37
3. 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保	38
(1) 認定こども園の普及	38
(2) 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進	38
(3) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組みの推進	38
4. 関連施策の展開	39
(1) 産休・育休明けにおける教育・保育等の円滑な利用の確保	39
(2) 児童虐待防止対策の推進	39
(3) 障がい児施策の充実等	39
(4) ひとり親家庭の自立支援の推進	40
(5) 子どもの貧困対策の推進	40
 第5章 計画の推進	41
1. 進行管理・評価	41
2. 推進体制	41
(1) 計画の推進に向けた役割	41
(2) 計画の推進に向けた3つの連携	42
 資料編	44
1. 計画策定組織	44
(1) 余市町子ども・子育て会議	44
2. 計画の策定経過	46

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 我が国の少子化対策

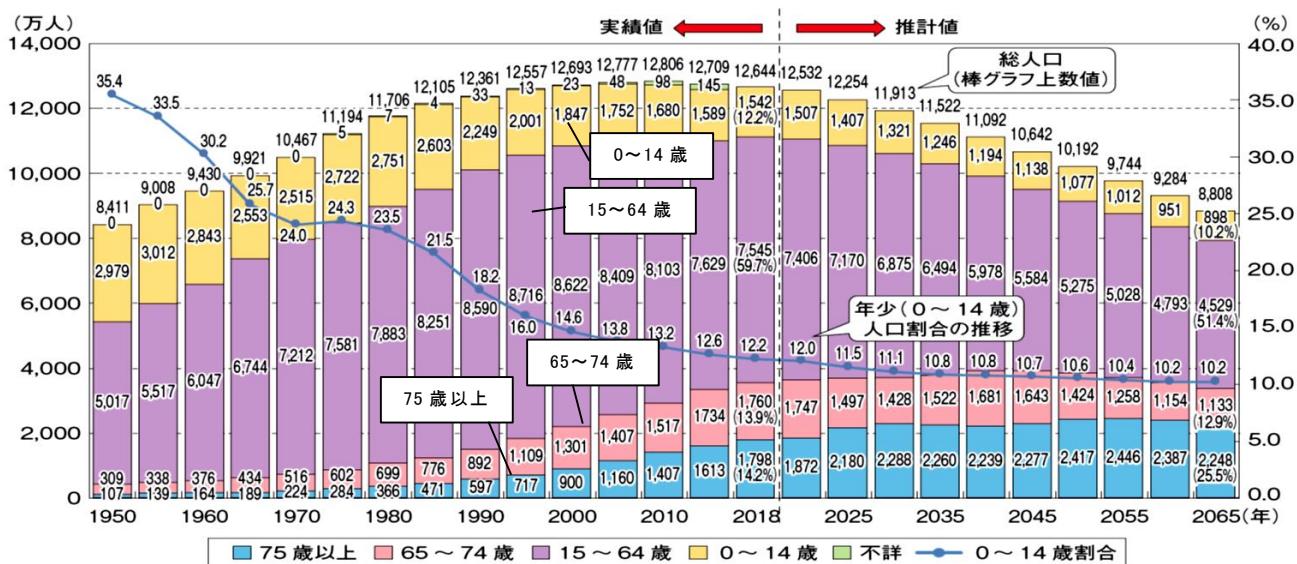
我が国は少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、2018（平成30）の合計特殊出生率は1.42（厚生労働省：人口動態統計月報年計概数）という状況です。少子化は社会保障をはじめ、社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成する上でも大きな課題となっています。

本格的な人口減少社会が到来する中で、家庭や地域における子育て力・教育力の低下や保育ニーズの多様化など、解決すべき課題が数多く残されています。こうした中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。これら3法に基づく子ども・子育て支援新制度では、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が市町村に義務付けられ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

また、令和元年10月より、少子化の進行並びに幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用者負担額が無償化（一部、制限あり）が実施されました。

我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



資料：内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」

子ども・子育て支援をめぐる国の主な動向

時期	取り組み	内容
平成 15 年 (2003 年)	少子化社会対策基本法施行	少子化に対処するために講すべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
平成 17 年 (2005 年)	次世代育成支援対策推進法施行	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間において重点的に推進
平成 18 年 (2006 年)	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設
平成 19 年 (2007 年)	「放課後子どもプラン」の創設	文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進
平成 20 年 (2008 年)	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
平成 22 年 (2010 年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という観点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始
	子ども・若者育成支援推進法施行	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
平成 24 年 (2012 年)	子ども・子育て関連 3 法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布
平成 26 年 (2014 年)	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るために対策を総合的に推進
	次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布	法律の有効期限を 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで 10 年間の延長

時期	取り組み	内容
平成 26 年 (2014 年)	「放課後子ども総合プラン」の策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援新制度の施行	子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
	子ども・子育て本部の設置	平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行するための新たな組織である子ども・子育て本部を設置
平成 28 年 (2016 年)	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す
	児童福祉法等の一部改正の公布	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める
平成 29 年 (2017 年)	「働き方改革実行計画」の策定	平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現等による非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる
	「子育て安心プラン」の策定	令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25~44 歳の女性就業率 80% に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3 ~ 5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
平成 30 年 (2018 年)	「新・放課後子ども総合プラン」の策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定
令和元年 (2019 年)	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、3 ~ 5 歳の子ども及び住民税非課税世帯の 0 ~ 2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化

(2) 余市町における少子化対策

本町では、子ども・子育て支援施策の総合的な計画として、平成22年に「余市町次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）」、平成27年には子ども・子育て支援法に基づく「第1期余市町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長と子育て支援に向けた各種の施策を実施してきました。

また、平成29年11月には計画値と実績値の間にかい離が生じたため、教育・保育及び一部の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等について、見直しも行っています。

今回策定する「第2期余市町子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画策定後の法制度の改正、ニッポン一億総活躍プラン、子育て安心プランの内容や方向性を踏まえ、さらなる少子化の進行の現状や、女性の就業率の上昇を目標とした国の施策を反映しながら、第1期計画を継承した新たな計画を策定します。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として位置づけます。

また、本町の最上位計画である「余市町第4次総合計画」（平成24年3月策定）との整合を図るとともに、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」、「余市町健康づくり計画」、道で策定する「第4期子ども未来づくり北海道計画」など、関連計画との整合や調整を図りながら策定しています。

子ども子育て支援法（抜粋）

子ども子育て支援法

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならぬ。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(2) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

計画の期間

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
第1期余市町子ども・子育て支援事業計画					第2期余市町子ども・子育て支援事業計画				

3. 計画の策定方法

(1) 余市町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき設置している「余市町子ども・子育て会議」にて、計画内容の協議を行いました。

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成された同会議は、本町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議する役割を担っています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、令和元年7月に「余市町の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施し、子育て中の町民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握しました。

調査票の種類と調査方法

調査の種類と対象者	実施方法	調査方法
①就学前児童調査		
就学前児童（0～6歳）の保護者	全数調査 (兄弟姉妹等は除く)	利用施設で配布・回収 (一部郵送)
②小学生児童調査		
小学生児童（1～6年生）の保護者	全数調査 (兄弟姉妹等は除く)	小学校で配布・回収

【調査期間】令和元年7月12日～8月5日

【調査対象地区】町内全域

調査票の配布・回収結果

調査の種類	配布数	回収数	白票等	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	568	313	1	312	54.9%
②小学生児童調査	641	375	0	375	58.5%
総 計	1,209	688	1	687	56.8%

(3) パブリックコメントの実施

町民の意見を広く反映させるため、計画素案を公表し、パブリックコメントを実施します。

第2章 計画の考え方

1. 基本理念

余市町では、「“家族”“地域”が支え合い育て合うよい関係をつくる」ことをキーワードに、子育ての環境を整えることは、少子高齢化社会にとって極めて重要な課題であることを共通認識としています。

その上で、子どもの人としての権利や自由を尊重しながら、町民や地域、行政など多くの人々が連携し、子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

この計画は、こうした第1期計画の考え方を継承しつつ、「みんなで支える ゆとり・安心・たのしい子育て」を基本理念に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進します。

基本理念

**みんなで支える
ゆとり・安心・たのしい子育て**

2. 本計画の基本目標

子どもと家族を取り巻く状況が大きく変化している中、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築する必要があります。

この計画の推進にあたっては、「みんなで支える ゆとり・安心・たのしい子育て」の基本理念を踏まえ、以下、5つを基本目標とし、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

基本目標 1

乳幼児期における 教育・保育の推進

すべての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取り組みを計画的に進めます。

基本目標 2

地域における 子ども・子育て支援 事業の推進

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

そのためには、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などさまざまな環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを軽減し、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

基本目標 3

親子の健康の確保と 育成支援

晩婚化や若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境が大きく変化している中、核家族化の進展などにより、子育ての孤立化や育児不安が深刻化しています。

このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳児期を通じ、母子の健康を確保することを目的に乳幼児健診、家庭訪問、両親学級等の保健指導の充実に努めます。

また、保護者の育児不安の解消等を図るために、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防の観点も含めた妊娠期からの切れ目がない支援など、子どもの健やかな発達を支えます。

基本目標 4

支援を必要とする 子どもへの取り組み の推進

障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況などにより、社会的支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

また、地域全体で子育てを支えていくために、社会資源の育成を図るとともに、相互の連携強化などネットワークづくりを推進し、子育てしやすい地域環境の整備を図ります。

基本目標 5

職業生活と家庭生活 の両立の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、労働者、事業主、地域など社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取り組みを進めるとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。

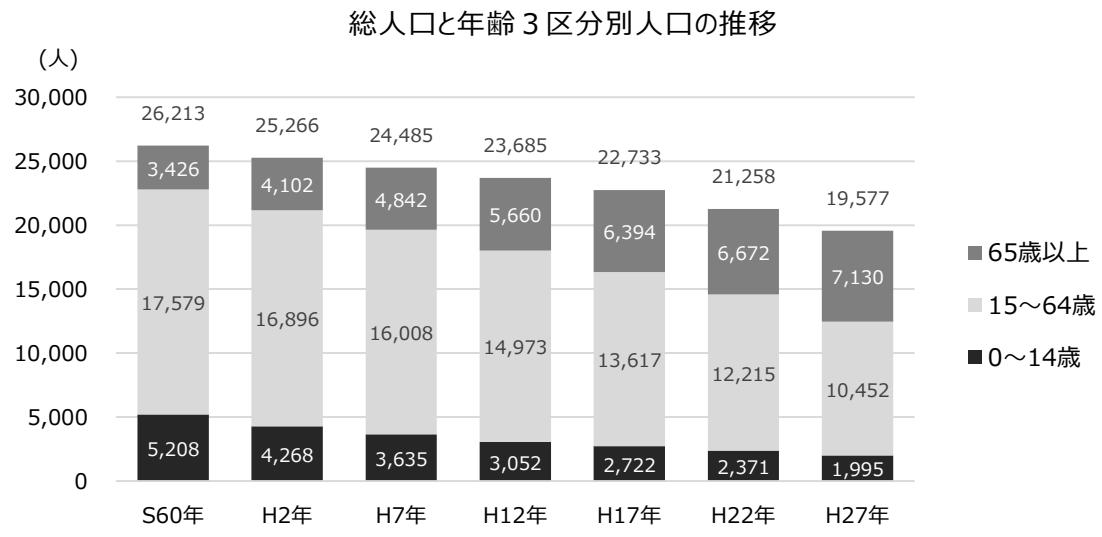
第3章 子どもを取り巻く現状

1. 余市町の概況

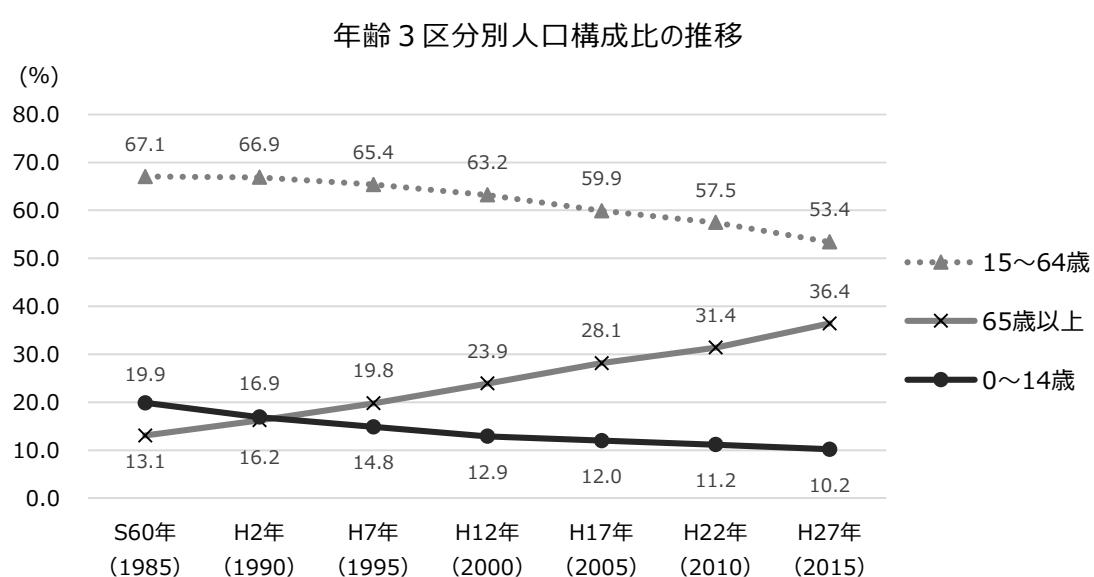
(1) 総人口と年齢3区分別人口

本町の総人口は減少傾向が続いており、平成27年の時点で19,577人となっています。20年前の平成7年と比較すると約5,000人減少しています。こうした中、0~14歳（年少人口）も減少しており、その一方で65歳以上（高齢人口）は増加がみられ、いわゆる少子高齢化が進行しています。

人口構成比をみると、0~14歳と65歳以上の割合は逆転し、0~14歳は総人口の10.2%となっています。



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

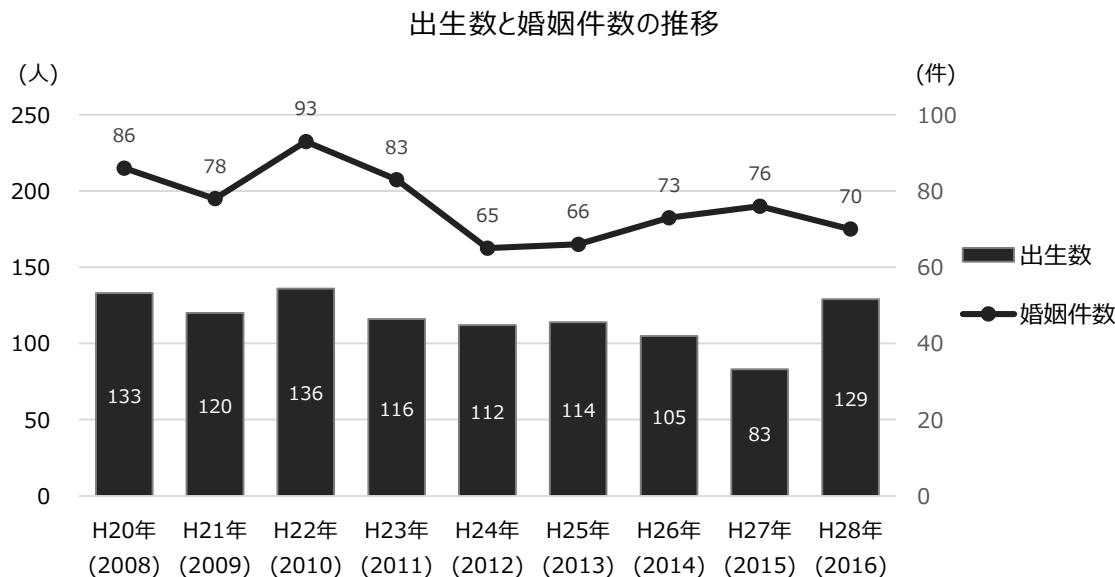


資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

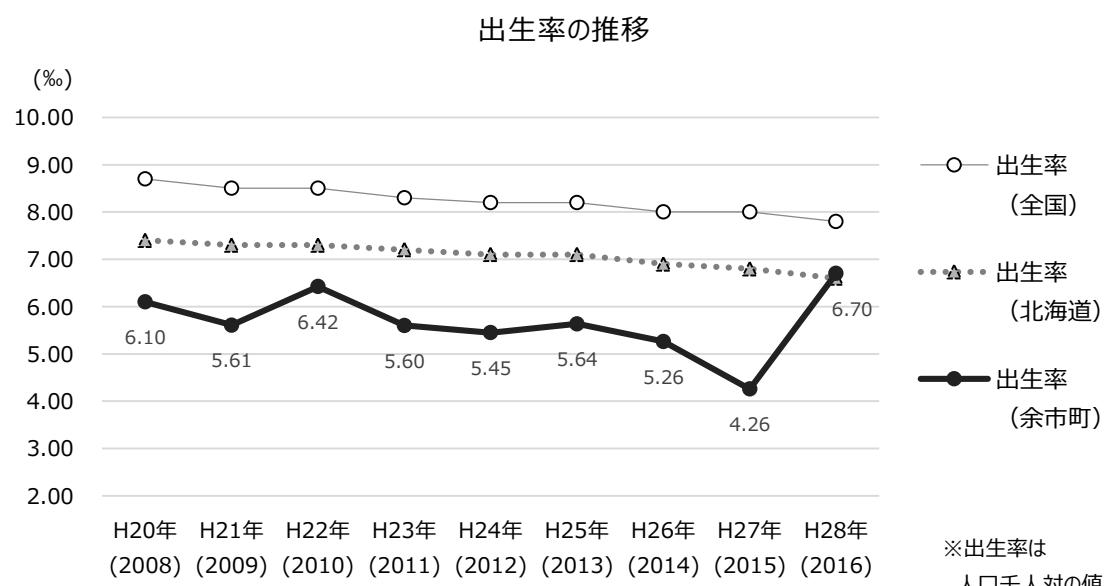
(2) 出生数と出生率の推移

年によって変動はありますが、本町の出生数は100人前後で推移しています。婚姻件数は、近年70人前後となっています。

人口1,000人あたりの出生数を表す出生率をみると、本町の値は平成28年を除き、全国や北海道の値よりも低く推移しています。



資料：「北海道保健統計年報」

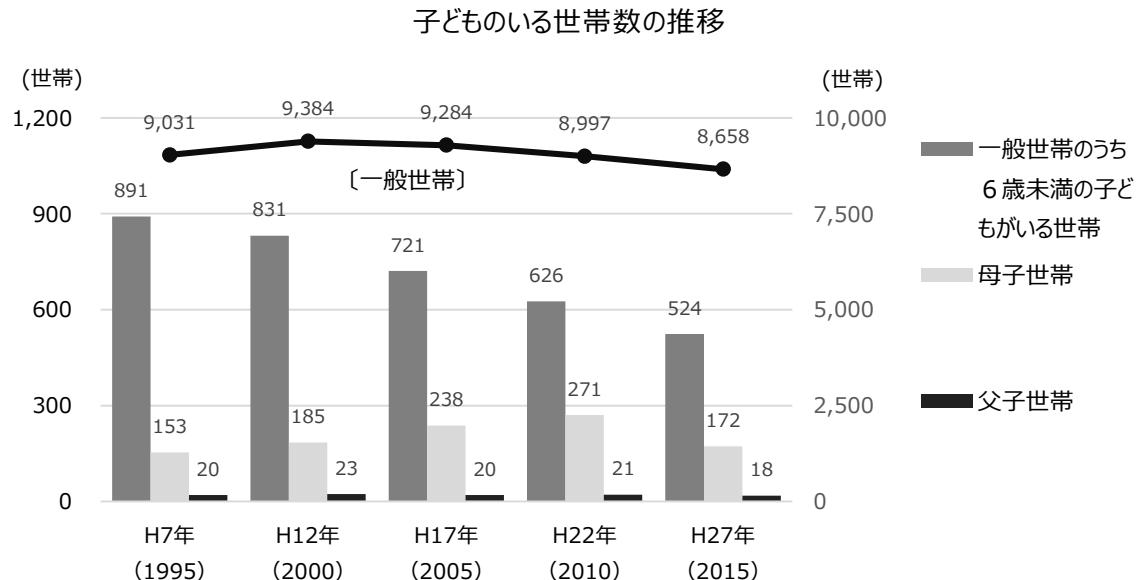


資料：「北海道保健統計年報」

(3) 子どものいる世帯数の推移

総人口とともに一般世帯も減少傾向にあり、その中で6歳未満の子どもがいる世帯は、平成27年の時点まで少なくなっています。

ひとり親家庭のうち、母子世帯は200世帯前後、父子世帯は20世帯前後と大きな変化はありません。



資料：国勢調査

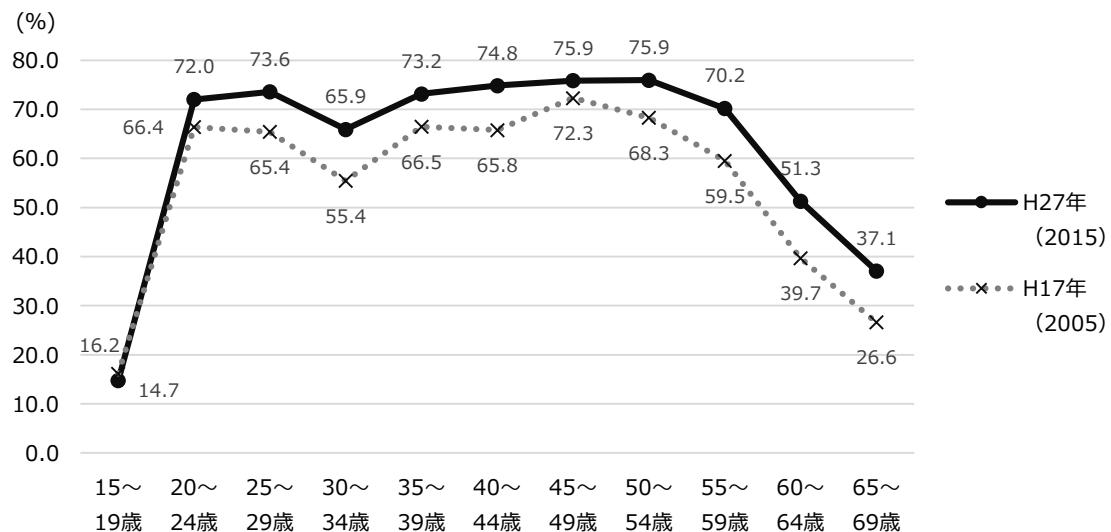
(4) 子育て期の女性の就業率の推移

本町における女性の就業率は、いわゆる“M字カーブ”とまではいかないものの、子どもが生まれる可能性が高い30歳代前半に就業率の低下がみられます。

しかし、就業意欲の高まりや、子どもを預けながら働くといったライフスタイルにより、平成27年と平成17年を比較すると、各年齢層の就業率は増加しています。

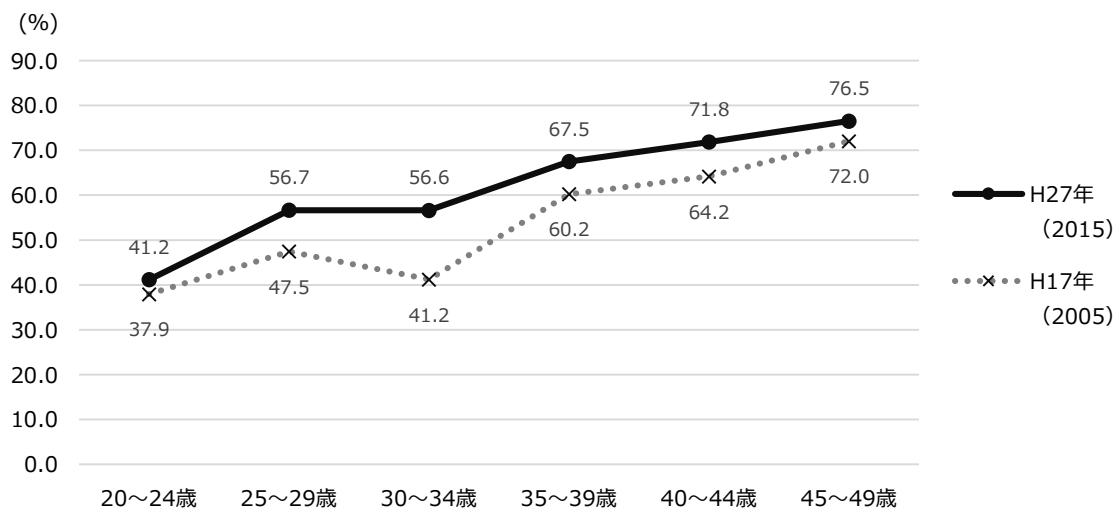
特に子育て期の女性（有配偶者）に対する就業率をみると、平成27年における30～34歳の就業率は、平成17年に比べて15ポイント高くなっています。

女性の就業率の推移



資料：国勢調査

子育て期の女性（有配偶者）の就業率の推移



資料：国勢調査

(5) 総人口と児童人口の推計

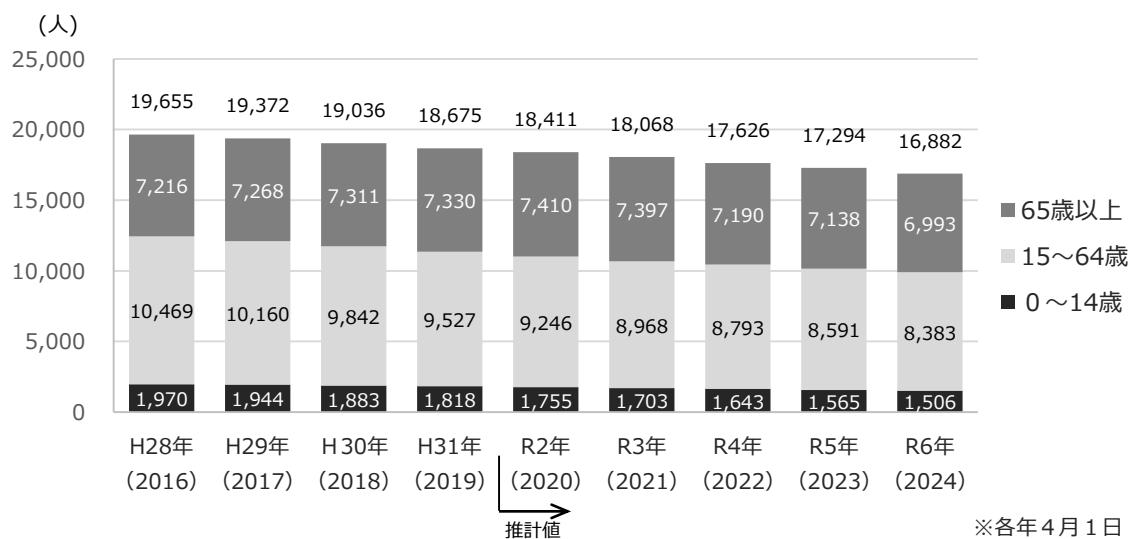
本町の将来人口は、平成 28 年から平成 31 年の住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）を使用して、各歳による変化率（例：1 歳の人口が翌年 2 歳になるときの人数の動き）、出生数の動向等を踏まえて算出しました。

その結果、総人口は、今後も減少傾向が続き、本計画の最終年度となる令和 6 年には 16,882 人に、うち 0～14 歳は 1,506 人になると推計されています。

特に 0～5 歳人口（就学前児童と設定）は、令和 6 年の時点で 497 人に、平成 31 年と比べて 150 人の減少が予想されています。

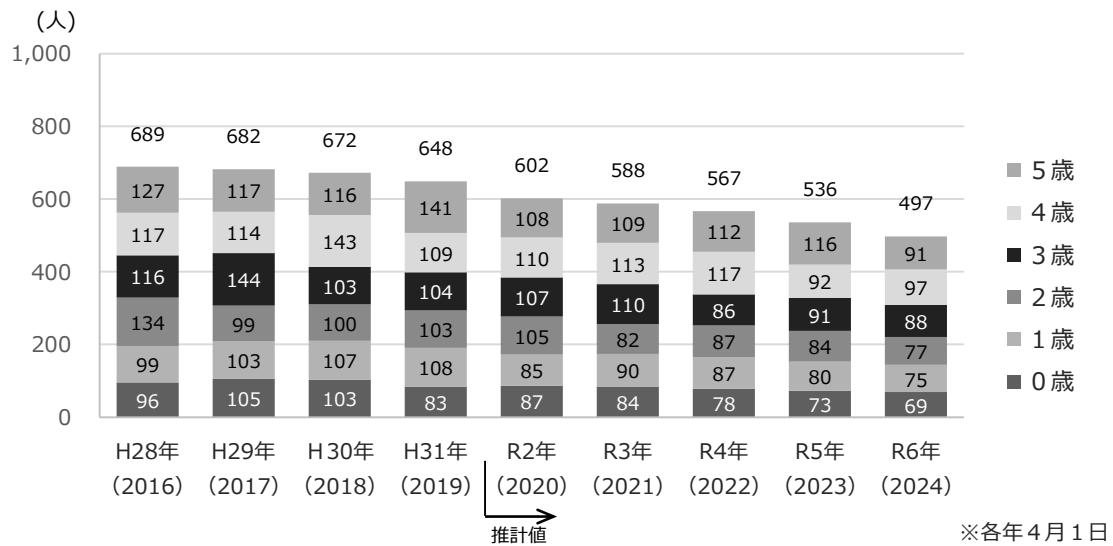
6～11 歳（小学生児童と設定）も減少し、令和 6 年の時点で 663 人になることが見込まれています。

総人口と年齢 3 区分別人口の推計結果



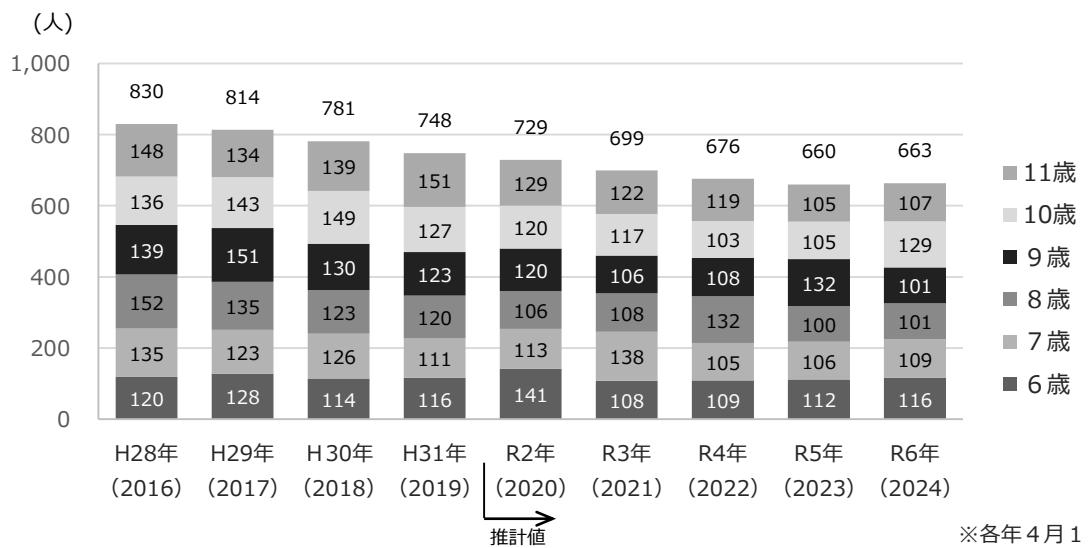
資料：H28～H31 年は住民基本台帳

児童人口（0～5歳）の推計結果



資料：H28～H31年は住民基本台帳

児童人口（6～11歳）の推計結果



資料：H28～H31年は住民基本台帳

2. 余市町の教育・保育施設等

(1) 認可保育所（園）・認定こども園（保育部分）

平成 29 年度に杉の子幼稚園が認定こども園に移行しており、利用者数の合計は平成 27 年の 176 人から令和元年の 211 人と増加傾向で推移しています。

令和元年度の定員に対する利用者数をみると、杉の子幼稚園は定員を上回っていますが、他の施設においては定員を下回っています。

認可保育所（園）・認定こども園（保育部分）の推移

（単位：人）

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	
	利用者				利用者	定員
大川保育所	45	49	49	52	55	60
中央保育所	46	44	44	43	47	60
ほうりゅうじ保育園	85	79	72	84	79	100
杉の子幼稚園 (認定こども園：保育部分)	-	-	7	19	30	26
合計	176	172	172	198	211	246

※各年 4 月 1 日現在

(2) 幼稚園・認定こども園（教育部分）

利用者数の合計は、平成 27 年の 273 人から令和元年の 212 人と減少傾向で推移しています。

令和元年度の定員に対する利用者数をみると、リタ幼稚園は定員を上回っていますが、他の施設においては定員を下回っています。

幼稚園の推移・認定こども園（教育部分）の推移

（単位：人）

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	
	利用者				利用者	定員
杉の子幼稚園 (認定こども園：教育部分)	145	131	115	104	86	134
リタ幼稚園	53	47	59	61	71	60
夢の森幼稚園	75	74	66	66	55	80
合計	273	252	240	231	212	274

※各年 4 月 1 日現在

(3) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用者数は、平成27年の154人から、令和元年の204人と年度ごとの増減はあるものの増加傾向で推移しています。

なお、平成29年度から、利用の対象を高学年（4～6年生）まで拡大しています。

放課後児童クラブの推移

(単位：人)

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	
		利用者				利用者	定員
大川小学校 強い子クラブ	(1～3年)	42	43	43	56	51	80
	(4～6年)	3	3	10	12	17	
黒川小学校 若あゆクラブ	(1～3年)	77	71	67	66	64	120
	(4～6年)	1	0	24	37	34	
沢町小学校 なかよしクラブ	(1～3年)	31	29	26	23	28	80
	(4～6年)	0	1	8	11	10	
合計		154	147	178	205	204	280

※各年4月1日現在

※定員は1クラス40名

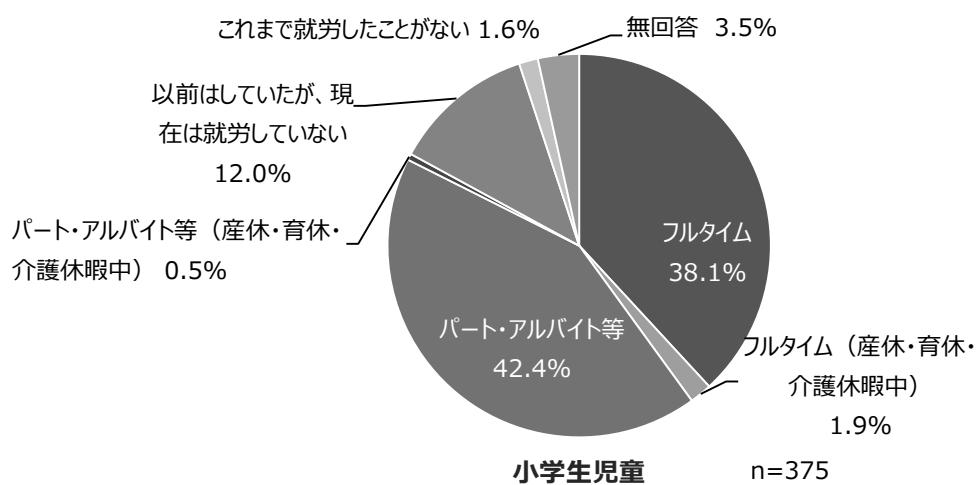
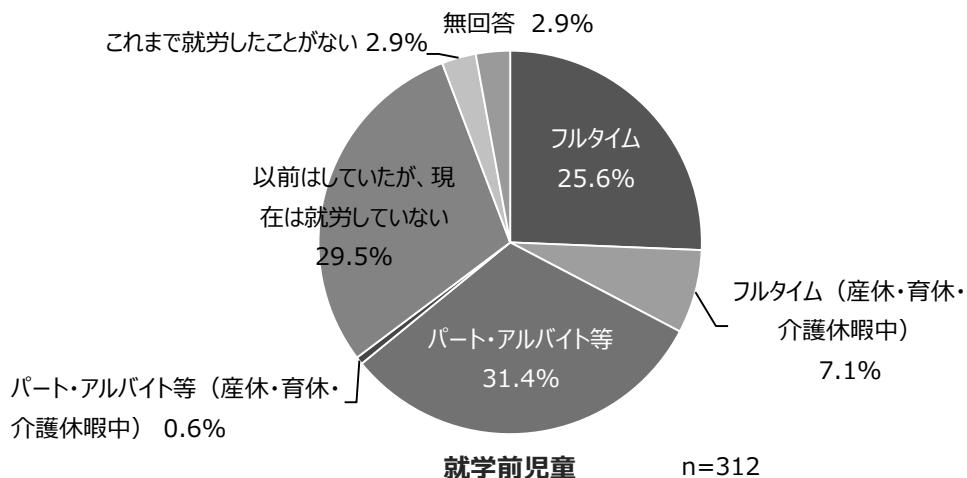
3. アンケート調査からみる子育ての状況

(1) 主な調査結果

①母親の就労状況

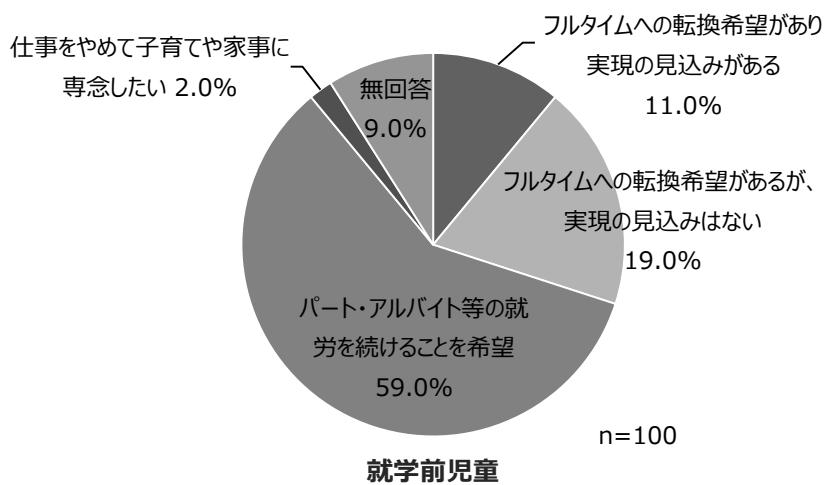
就学前児童では、「パート・アルバイト等」(31.4%)が最も高く、次いで「以前はしていたが現在は就労していない」(29.5%)、「フルタイム」(25.6%)、「フルタイム（産休・育休・介護休暇中）」(7.1%)と続いています。

小学生児童では、「パート・アルバイト等」が 42.4%と最も高く、次いで「フルタイム」(38.1%)、「以前はしていたが現在は就労していない」(12.0%)と続いています。



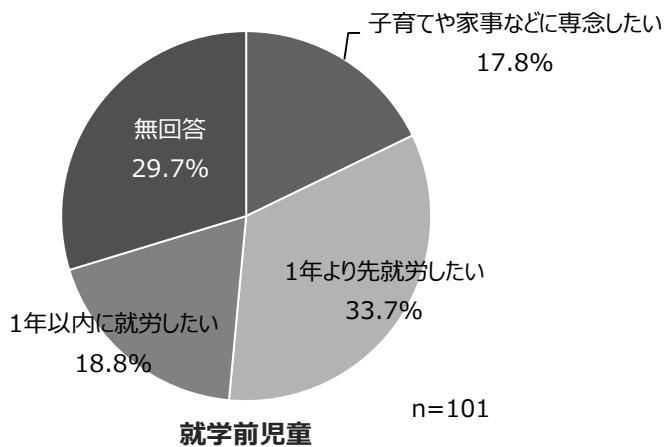
②パート・アルバイト等からフルタイムへの転職希望

現在、パート・アルバイト等で就労している就学前児童の母親について、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」(59.0%)が最も高く、「フルタイムへの転換希望があるが、実現の見込みはない」(19.0%)、「フルタイムへの転換希望があり実現の見込みがある」(11.0%)が続いています。



③現在、就労していない母親の今後の就労意向

現在、就労していない就学前児童の母親について、就労していない保護者の33.7%が「1年より先就労したい」と回答しており、「1年内に就労したい」(18.8%)、「子育てや家事などに専念したい」(17.8%)が続いています。



④現在の家庭類型

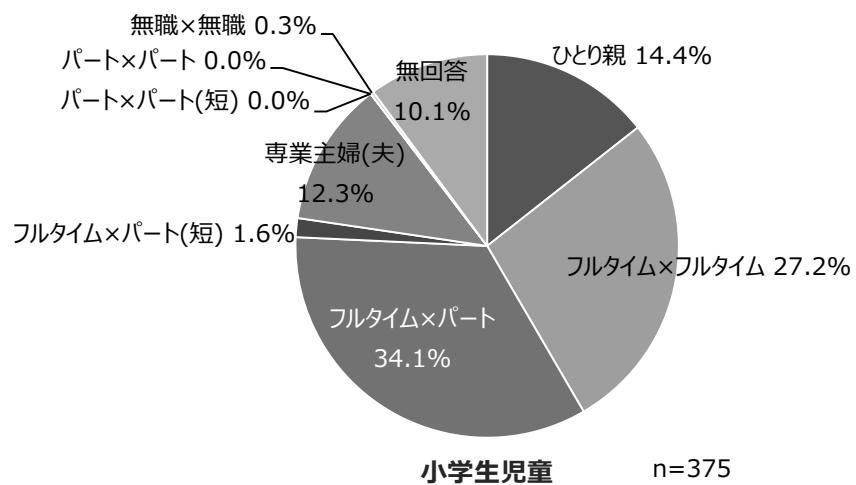
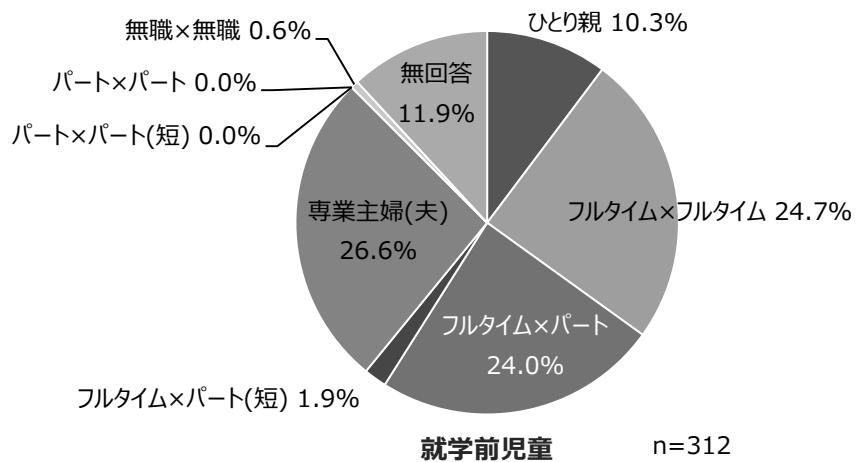
就学前児童では、「専業主婦（夫）」(26.6%)が最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」(24.7%)、「フルタイム×パート」(24.0%)、「ひとり親」(10.3%)が続いています。

小学生児童では、「フルタイム×パートタイム」が34.1%と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」(27.2%)、「専業主婦（夫）」(12.3%)、「ひとり親」(14.4%)が続いています。

※母親と父親の現在の就労状況から、家庭類型（就労形態の組み合わせ）を算出

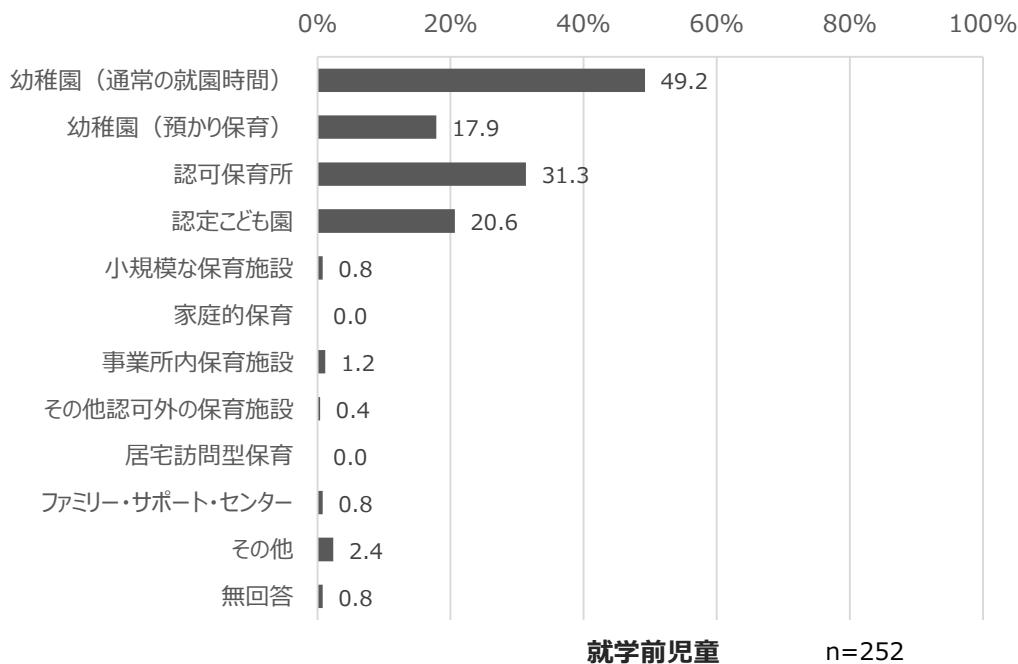
※アルバイトはパートタイムに含む

※産休・育休・介護休業中は、フルタイム、パートタイムのそれぞれに含む



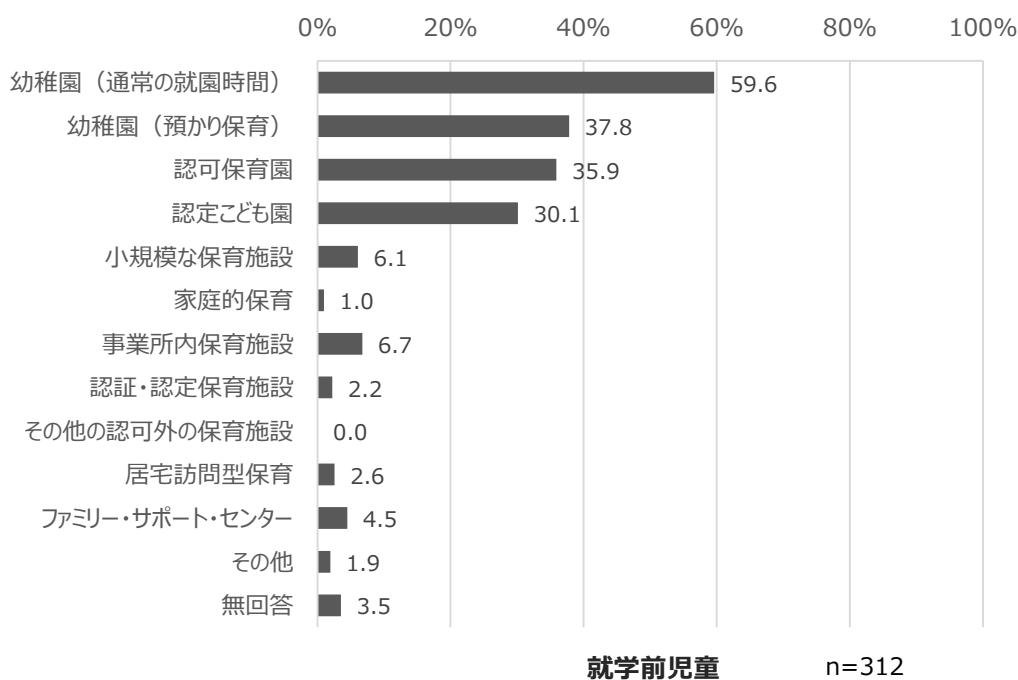
⑤現在、定期的（平日）に利用している教育・保育事業

「幼稚園（通常の就園時間）」（49.2%）、「認可保育所」（31.3%）、「認定こども園」（20.6%）、「幼稚園（預かり保育）」（17.9%）などとなっています。【複数回答】



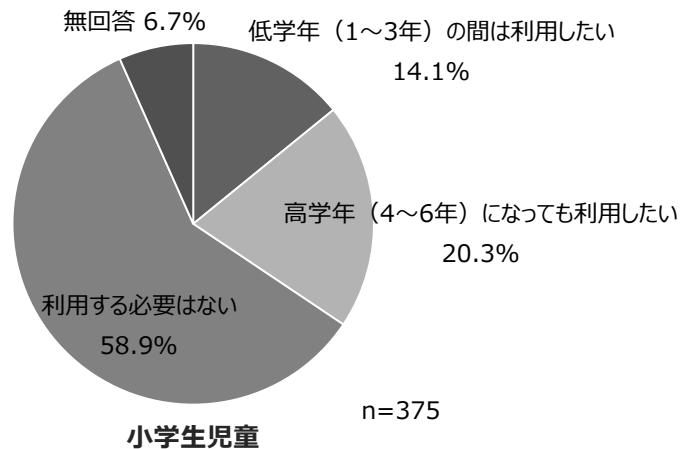
⑥今後、定期的（平日）に利用したい教育・保育事業

「幼稚園（通常の就園時間）」（59.6%）、「幼稚園（預かり保育）」（37.8%）、「認可保育園」（35.9%）、「認定こども園」（30.1%）、「事業所内保育施設」（6.7%）、「小規模な保育施設」（6.1%）などとなっています。【複数回答】



⑦小学生児童における平日の放課後児童クラブの利用意向

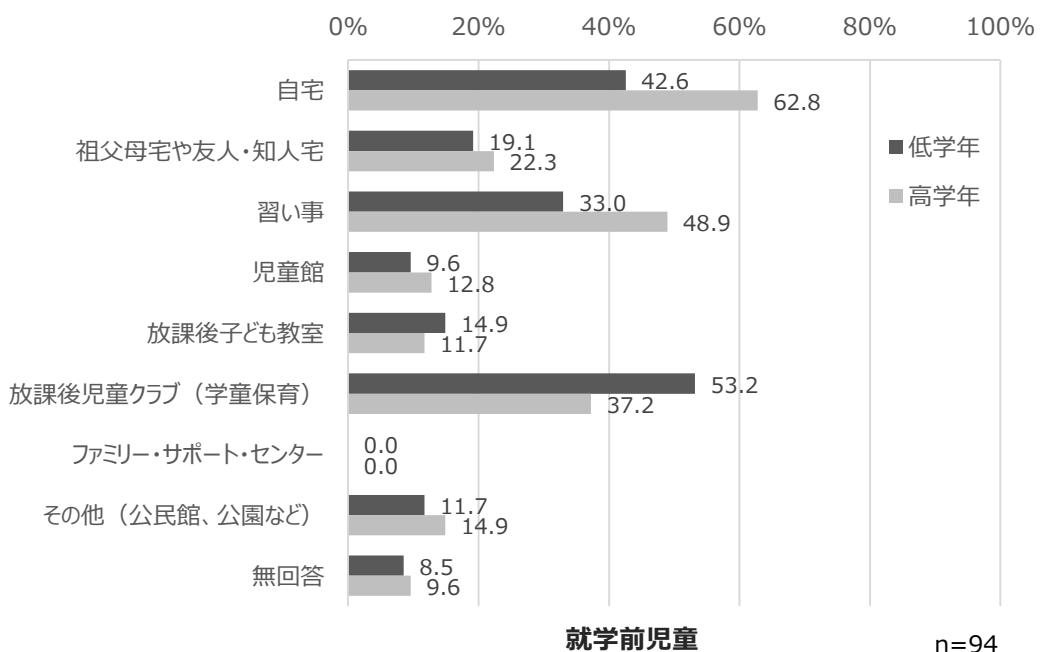
「利用する必要はない」(58.9%)が半数を超える一方、「高学年（4～6年）になっても利用したい」が20.3%、「低学年（1～3年）の間は利用したい」が14.1%を占めています。



⑧就学前児童における小学校就学後の放課後の過ごし方の意向

小学校低学年（1～3年生）では「放課後児童クラブ（学童保育）」(53.2%)が最も高く、「自宅」(42.6%)、「習い事」(33.0%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(19.1%)、「放課後子ども教室」(14.9%)、「その他（公民館、公園など）」(11.7%)が続いています。

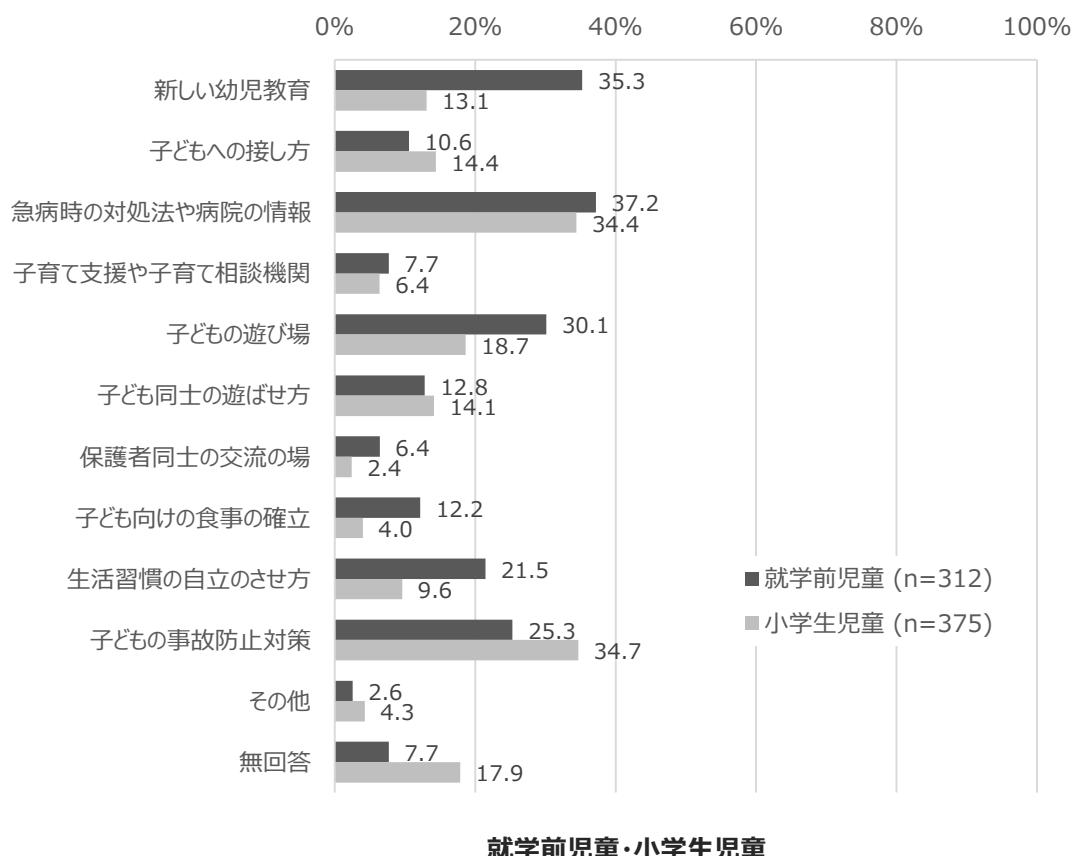
小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」(62.8%)が最も高く、「習い事」(48.9%)、「民間が運営する有料の放課後児童クラブ（学童保育）」(37.2%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(22.3%)、「その他（公民館、公園など）」(14.9%)、「児童館」(12.8%)、「放課後子ども教室」(11.7%)が続いています。【複数回答】



⑨子育てについて知りたい、聞きたいこと

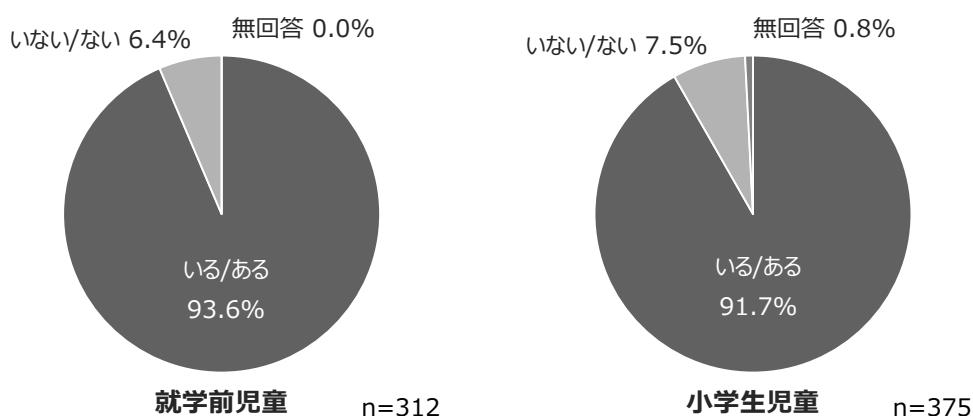
就学前児童では、回答の多い順に「急病時の対処法や病院の情報」(37.2%)、「新しい幼児教育」(35.3%)、「子どもの遊び場」(30.1%)、「子どもの事故防止対策」(25.3%)、「生活習慣の自立のさせ方」(21.5%)などとなっています。

小学生児童では、回答の多い順に「子どもの事故防止対策」が34.7%、「急病時の対処法や病院の情報」(34.4%)、「子どもの遊び場」(18.7%)などとなっています。【複数回答】



⑩気軽に相談できる人や場所の有無

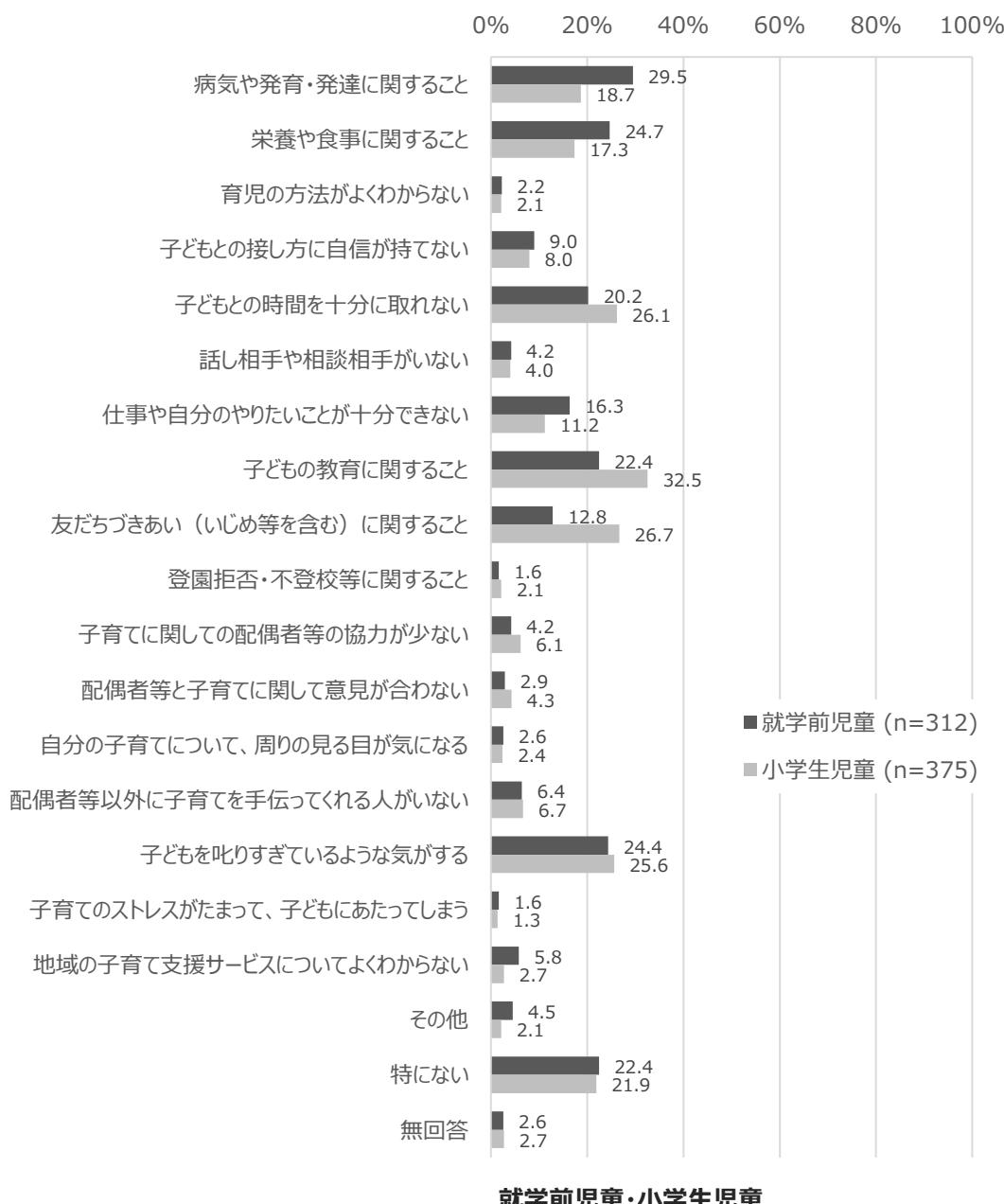
気軽に相談できる人がいたり、相談できる場所がある人は、就学前児童では93.6%、小学生児童では91.7%を占めています。



⑪子育てに関する日常的な悩み

就学前児童では、回答の多い順に「病気や発育・発達に関すること」、「栄養や食事に関するここと」(24.7%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(24.4%)、「子どもの教育に関すること」(22.4%)、「子どもとの時間を十分に取れない」(20.2%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」(16.3%)、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関するここと」(12.8%)などとなっており、「特にない」は22.4%という結果です。

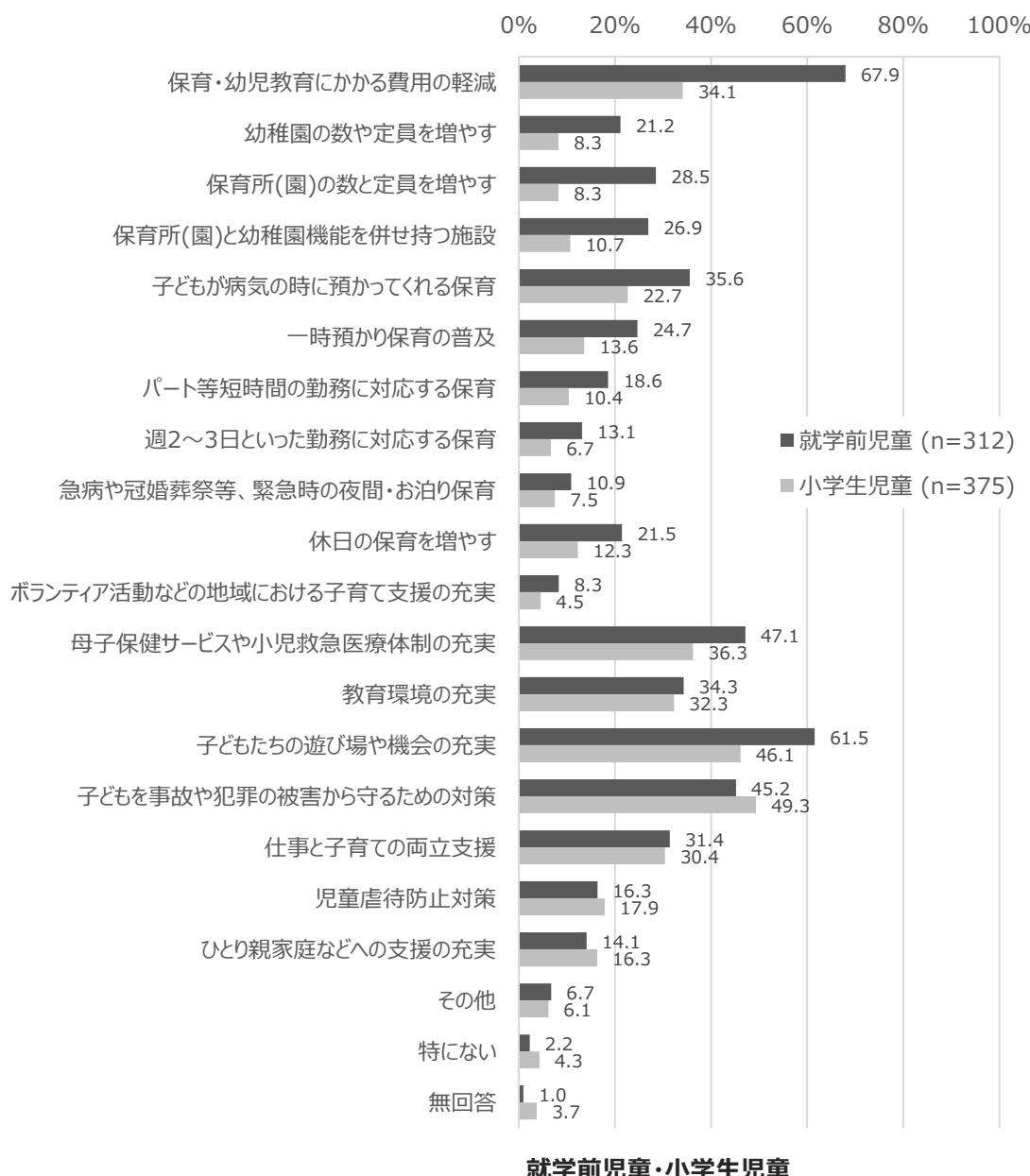
小学生児童では、回答の多い順に「子どもの教育に関すること」、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関するここと」(26.7%)、「子どもとの時間を十分に取れない」(26.1%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(25.6%)、「病気や発育・発達に関すること」(18.7%)、「栄養や食事に関するここと」(17.3%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」(11.2%)などとなっており、「特にない」は21.9%という結果です。【複数回答】



⑫必要だと思う子育て支援策

就学前児童では、3割を超える回答を集めた項目について、多い順に「保育・幼児教育にかかる費用の軽減」(67.9%)、「子どもたちの遊び場や機会の充実」(61.5%)、「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」(47.1%)、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策」(45.2%)、「子どもが病気の時に預かってくれる保育」(35.6%)、「教育環境の充実」(34.3%)、「仕事と子育ての両立支援」(31.4%) が挙げられています。

小学生児童では、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策」(49.3%)、「子どもたちの遊び場や機会の充実」(46.1%)、「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」(36.3%)、「保育・幼児教育にかかる費用の軽減」(34.1%)、「教育環境の充実」(32.3%)、「仕事と子育ての両立支援」(30.4%) となっています。【複数回答】



第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 幼児期における教育・保育〔保育所（園）、認定こども園、幼稚園等〕

（1）事業の概要

町内には、保育所（園）が3施設（町立2施設、私立1施設）、認定こども園が1施設（私立）、幼稚園が2施設（私立）、認可外保育施設が2施設（私立）設置されています。

- 保育所（園）は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。
- 認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。
- 幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず3歳から入園でき、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

（2）提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町では、各教育・保育提供施設の利用状況、町内の各教育・保育提供施設への距離、移動手段をみると、町内全体が1つの生活圏域となっています。

今後、人口減少によって教育・保育ニーズが減少する地域も想定されるなど、町内全体で柔軟に需給調整を行うことも想定されることから、本町では1区域を設定します。

（3）基本的な考え方

就学前児童を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示す「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出されたニーズ量（量の見込み）に対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算すると、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、補正を行っています。

1号認定・2号認定・3号認定の区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園（教育） 幼稚園
2号認定 (保育短時間) (保育標準時間)		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする</u> 子ども	認可保育所（園） 認定こども園（保育）
3号認定 (保育短時間) (保育標準時間)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする</u> 子ども	認可保育所（園） 認定こども園（保育）

(4) 年度ごとの量の見込みと確保の方策

①令和2（2020）年度

(単位：人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
確保の方策	保育施設	保育所（園）		教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
		70	174	69	10	90	
		244					
	認定こども園	認定こども園	134	8	0	18	
	幼稚園	幼稚園	140	—	—	—	
	認可外保育施設			10		3	6
合計②			274		163	12	90
過不足②-①			30		94	2	0

※ 2号認定における教育利用（教育の利用ニーズが高い場合）は1号認定に含めて整理 以下、同様

②令和3（2021）年度

(単位：人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
確保の方策	保育施設	保育所（園）		教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
		72	177	70	10	82	
		249					
	認定こども園	認定こども園	134	8	0	18	
	幼稚園	幼稚園	140	—	—	—	
	認可外保育施設			10		3	6
合計②			274		143	12	90
過不足②-①			25		73	2	8

③令和4（2022）年度

(単位：人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
確保の方策	保育施設	保育所（園）		教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
		68	168	67	9	83	
		236					
	認定こども園	認定こども園	134	8	0	18	
	幼稚園	幼稚園	140	—	—	—	
	認可外保育施設			10		3	6
合計②			274		143	12	90
過不足②-①			38		76	3	7

④令和5（2023）年度

(単位：人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①			64	160	63	8	78
			224				
確保の方策	保育施設・設	保育所（園）	—		125	9	66
		認定こども園	134		8	0	18
		幼稚園	140		—	—	—
	認可外保育施設		10			3	6
	合計②		274		143	12	90
過不足②-①			50		80	4	12

⑤令和6（2024）年度

(単位：人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①			59	147	58	8	72
			206				
確保の方策	保育施設・設	保育所（園）	—		125	9	66
		認定こども園	134		8	0	18
		幼稚園	140		—	—	—
	認可外保育施設		10			3	6
	合計②		274		143	12	90
過不足②-①			68		85	4	18

<確保の方策>

- ◇保育所（園）3施設、認定こども園1施設、幼稚園2施設、認可外保育施設2施設において幼児期における教育・保育を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。
- ◇今後も待機児童が発生しないよう、利用希望の状況を把握し、必要に応じて幼稚園の認定こども園への移行や町外の保育施設との連携など、適切な保育サービスの充実に努めます。

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

<事業の概要>

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や相談・援助を実施するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(実施箇所数)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保の方策（箇所）	1	1	1	1	1

◇子育て・健康推進課の窓口において、子ども・子育て関連サービスの利用を希望する方が、最も適したサービスを選択できるよう、実施体制を確保します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

<事業の概要>

子育て世代の親子が集い、交流する場を提供し、子育てについての情報交換や相談・援助を行う事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(延べ利用者数、実施箇所数)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人/年）	3,091	2,857	2,812	2,645	2,466
確保の方策	人/年	3,091	2,857	2,812	2,645
	箇所	3	3	3	3

◇キッズルームあっぷる、ひろば型子育て支援とともに、つどいの広場において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(3) 妊婦健康診査

<事業の概要>

妊婦や胎児の健康状態を確認するため、定期的に健康診査（健康状態の把握、検査計測、保健指導）を行う事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(受診票交付件数、延べ健診回数)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	受診票交付（件/年）	95	95	85	85	75
	健診回数（回/年）	1,260	1,260	1,120	1,120	980
確保の方策	受診票交付（件/年）	95	95	85	85	75
	健診回数（回/年）	1,260	1,260	1,120	1,120	980

◇母子手帳配布時に受診券を交付し、妊婦一般健康診査、超音波検査等について、医療機関に委託し実施体制を確保します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

<事業の概要>

生後4か月までの乳児を対象に全戸訪問を実施し、母子の心身の状況や不安・悩みを聞くことにより養育環境を把握するとともに、必要なサービスの提供につなげるなど子育てに関する情報提供を行う事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(延べ訪問人数)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人/年）	（人/年）	85	85	75	75	65
	確保の方策（人/年）	85	85	75	75	65

◇保健師のほか、在宅の助産師等を活用し、すべての家庭を訪問する体制を確保します。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<事業の概要>

養育支援が特に必要な家庭や、養育に関する悩みや子どもの発達に不安のある方に対し、家庭訪問により支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(延べ訪問人数)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人/年）	10	10	10	10	10
確保の方策（人/年）	10	10	10	10	10

- ◇医療機関との連携や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診などで把握した情報により、養育支援が必要な家庭を把握し、保健師が訪問する体制を確保します。
- ◇児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例等への円滑な支援を行うために、「要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、関係機関と連携した支援体制を確保します。

(6) 子育て短期支援事業

<事業の概要>

18歳未満を対象とし、保護者の病気等により、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において短期間児童を預かる事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(延べ利用者数)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人/年）	0	0	0	0	0
確保の方策（人/年）	70	70	70	70	70

- ◇児童養護施設櫻ヶ丘学園と委託契約を締結し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<事業の概要>

子育てについて援助を受けたい人と援助を提供したい人により会員組織をつくり、相互に子育て家庭を支援していく事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(延べ利用者数)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人/年）	50	50	50	50	50
確保の方策（人/年）	50	50	50	50	50

- ◇本町では、子育てサポート・センターとして余市町社会福祉協議会が実施運営をしています。
- ◇円滑な援助活動の推進に向け、援助会員増加の取り組みなど、余市町社会福祉協議会と連携を図ることにより、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(8) 一時預かり事業

<事業の概要>

①幼稚園及び認定こども園における預かり保育事業（在園児が対象）

「預かり保育事業」とは、保護者の希望に応じて、教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

②保育所（園）における一時預かり事業（在園外児が対象）

「一時預かり事業」とは、普段、保育所の利用がない世帯の保護者が病気やけがなどにより、一時的に保育を必要とする場合に子どもを預かる事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(延べ利用者数)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	預かり保育 [幼稚園、認定こども園] (人/年)	18,421	18,433	18,402	18,373	18,330
	一時預かり [保育所（園）] (人/年)	205	199	190	176	159
確保の方策	預かり保育 [幼稚園、認定こども園] (人/年)	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
	一時預かり [保育所（園）] (人/年)	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800

◇「預かり保育事業（在園児対象）」は、町内の認定こども園1施設と幼稚園2施設において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

◇「一時預かり事業（在園外児対象）」は、町内の保育所（園）2施設において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(9) 延長保育事業

<事業の概要>

保育所（園）の在園児について、通常の利用時間を延長して保育する事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(実利用者数)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人）		31	30	29	27	25
確保の方策	人	110	110	110	110	110
	箇所	3	3	3	3	3

◇町内の保育所（園）3施設において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(10) 病児保育事業

<事業の概要>

病中又は病気回復期にあって、集団の中での保育が困難な病児を預かる事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(延べ利用者数)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人/年）		134	131	127	120	111
確保の方策（人/年）		実施体制 を検討	関係機関 と協議	150	150	150

◇事業の実施にあたり、実施する保育施設や看護師の確保など、その実施体制を検討するとともに、関係機関との協議を進め、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

<事業の概要>

保護者が就労等により扈間家庭にいない小学生（1～6年生）に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

<量の見込みと確保の方策>

(実利用者数)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	1年生（人）	70	68	66	63	64
	2年生（人）	73	70	68	66	66
	3年生（人）	50	48	47	45	45
	4年生（人）	40	39	38	36	37
	5年生（人）	31	30	29	28	28
	6年生（人）	11	11	10	10	10
	合計（人）	275	266	258	248	250
確保の方策	定員（人）	280	280	280	280	280
	実施数（箇所）	7	7	7	7	7

- ◇平成29年度から4～6年生の利用を拡大し、全学年を対象として実施しています。
- ◇各小学校、教育委員会と連携し余裕教室を活用して、黒川小学校3クラス、大川小学校2クラス、沢町小学校2クラスを開設し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<事業の概要>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<確保の方策>

- ◇幼児教育・保育の無償化の実施状況等を確認し、事業の実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

<事業の概要>

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

<確保の方策>

◇現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。今後の事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開します。

3. 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、幼児期の教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として、町はその普及のための取り組みを実施することとなっています。

本町では、幼稚園と保育所（園）の機能を備えた認定こども園の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質の向上が不可欠であるため、教育機能の充実を図ります。

また、就学へのスムーズな移行を行い、幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組みの推進

保育所（園）・認定こども園・幼稚園及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、各施設と小学校との連携を推進します。

4. 関連施策の展開

(1) 産休・育休明けにおける教育・保育等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援など、必要な支援を行います。

(2) 児童虐待防止対策の推進

本町では、育児放棄や児童虐待などから子どもの命を守るための対策として、病院、児童相談所、警察、学校、保育所（園）、認定こども園、幼稚園などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、情報共有や個別のケース検討会議を開催するとともに、虐待の予防等に関する町民への啓発などを行っています。また、児童相談所と連携し、要保護児童の状況に応じた取り組みに努めています。

今後も、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な対応を実施するとともに、研修会等への参加を通して事例に基づく要支援家庭への対処について理解を深めるなど、担当職員等の資質向上を図ります。

また、子どもや家庭に関する相談体制の充実とともに、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域医療機関との連携、乳幼児訪問の実施等を通じて、妊娠・出産及び育児期に支援を要する子どもや妊婦の家庭を早期に把握していきます。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいのある子どもとその家族を支えていくためには、専門機関や関係機関の連携や支援が必要です。このため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等による早期発見、障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供に結びつけていくことが重要です。

本町では、就学前児童に対して、北後志母子通園センターで療育や相談支援等を行っていますが、今後も支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実を図っていきます。

また、保育所（園）・認定こども園、幼稚園、学校などと連携し、より適切な教育・保育を提供するため、子どもを支援する職員の研修会参加など資質向上を図るとともに、発達障がいについて、適切な情報周知と家族支援を行うなど関係機関と連携して取り組みを進めています。

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等に従って、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

また、子育て、進学、就職に関する悩みがある場合には、適切な相談窓口や支援制度の紹介などひとり親家庭の生活の安定と向上に向けた取り組みを進めます。

(5) 子どもの貧困対策の推進

近年、子どもの貧困問題への関心も高まっており、子どもに届く支援施策をこれまでの子育て支援施策と連動させながら検討・推進していく必要があります。

子どもの貧困対策は、子どもと子育て家庭を支援する視点を基本に、生まれた地域で子どものライフステージに応じて切れ目なく支援できるように、教育の支援、生活の安定の支援、保護者の就労支援、経済的支援に資する施策を推進していきます。

第5章 計画の推進

1. 進行管理・評価

各年度の事業計画に基づく施策・事業の実施状況及び教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況・実績等について、点検・評価します。これらの点検・評価は、余市町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行い、町ホームページなどにより広く町民に公表します。

また、計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等について、かい離が大きい場合は見直しを行います。

2. 推進体制

(1) 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て家庭への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所（園）、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

①行政の役割

行政は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、さまざまな行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が必要とするサービスを円滑に利用でき、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

②家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないよう、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

③地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

④企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスが取れるよう、多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画するよう促します。

⑤各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

(2) 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

①市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所（園）は、子ども・子育て支援における地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業を行う事業者等と連携し、必要に応じてこれら事業者における保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

②近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的な取り組みを推進することが必要となります。

そのため、町民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

③国・道との連携、関係部局間の連携と協働

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るために、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うことになっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

資料編

1. 計画策定組織

(1) 余市町子ども・子育て会議

余市町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 13 日
条例第 25 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、余市町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

余市町子ども・子育て会議委員名簿

◎：会長 ○：副会長

(順不同・敬称略)

区分	氏名	推薦団体名等（役職）
保護者（1号）	藤田 友美	公募
	田中 こゆき	公募
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（2号）	庄 佳織	学校法人余市杉の子学園 (理事)
	和田 哲也	余市町P T A連合会 (会長)
	佐々木 艶子	余市町社会福祉協議会 (子育てサポートセンター統括リーダー)
	中村 尚美	余市町民生委員協議会 (主任児童委員)
	○星野 まどか	余市町沢町児童館母親クラブ (会長)
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者（3号）	丹川 義之	余市町校長会 (余市町立登小学校校長)
	◎吉野 純一	余市町地域子ども会育成連絡協議会 (会長)
	寺井 一哉	社会福祉法人徳風会 (理事長)

【委嘱期間】平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

2. 計画の策定経過

余市町子ども・子育て会議の開催状況等

期 日	協議事項等
平成 26 年 2 月 5 日	平成 25 年度第 1 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付・子ども・子育て会議正副会長選出・子ども・子育て支援事業制度の概要説明・支援事業計画策定までの進め方について説明・ニーズ調査の項目、実施内容等説明及び検討・協議
平成 26 年 6 月 30 日	平成 26 年度第 1 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none">・ニーズ調査実施結果報告・国が示すサービス見込み量算出について説明・国の主な審議状況について説明・余市町の子ども・子育て支援事業の説明
平成 26 年 11 月 28 日	平成 26 年度第 2 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none">・教育・保育提供区域の設定について説明と協議・子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例について概要説明・次世代育成支援行動計画の分析・評価と子ども・子育て支援事業計画について説明・余市町の子ども・子育て支援事業計画（素案）の提示、検討・協議・余市町の教育・保育の量の見込みの提示、検討・協議
平成 27 年 1 月 13 日	平成 26 年度第 3 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none">・余市町の子ども・子育て支援事業計画（素案）の提示、検討・協議
平成 27 年 12 月 8 日	平成 27 年度第 1 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none">・余市町子ども・子育て会議について・余市町子ども・子育て支援事業計画について・子ども・子育て会議正副会長選出・子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園の利用定員について・特定教育・保育施設等の利用者負担について
平成 28 年 11 月 1 日	平成 28 年度第 1 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none">・特定教育・保育施設等の利用者負担について・余市町地域子ども・子育て支援事業の実施について・特定教育・保育施設の利用定員の変更について・特定教育・保育施設の利用定員について
平成 29 年 11 月 21 日	平成 29 年度第 1 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none">・余市町子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて・特定教育・保育施設等の利用定員の変更について
平成 30 年 5 月 30 日	平成 30 年度第 1 回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none">・余市町子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて・特定教育・保育施設に係る利用者負担の変更について

期 日	協議事項等
令和元年 7月	余市町の子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和元年 11月 27日	令和元年度第1回子ども・子育て会議 ・余市町子ども・子育て支援事業計画について ・アンケート調査の結果報告について
令和2年 1月 9日	令和元年度第2回子ども・子育て会議 ・第2期余市町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和2年 1月 23日	令和元年度第3回子ども・子育て会議（書面開催） ・第2期余市町子ども・子育て支援事業計画素案の修正について

第2期余市町子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

発行日：令和2（2020）年 月

発 行：余市町

編 集：余市町 民生部 子育て・健康推進課

〒046-8546 北海道余市郡余市町朝日町 26 番地

TEL 0135-21-2122

FAX 0135-21-2144
